

届出が必要なもの

地区・地域		景観形成地区	風景形成地域		一般地域					
種別		市長が指定する景観形成地区内	市長が指定する風景形成地域内		景観形成地区及び風景形成地域以外の全市域					
建築物	①新築 ②増築 ③改築 ④移転 ⑤大規模な修繕 ⑥大規模な模様替 ⑦外観の過半にわたる色彩等の変更		近隣商業地域 商業地域	近隣商業地域及び商業地域を除く市街化区域並びに市街化調整区域	近隣商業地域 商業地域	近隣商業地域及び商業地域を除く市街化区域並びに市街化調整区域				
指定工作物	①新築 ②増築 ③改築 ④移転 ⑤大規模な修繕 ⑥大規模な模様替 ⑦外観の過半にわたる色彩等の変更	○	○ 高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの	○ 高さが10mを超えるもの、又は建築面積が500m ² を超えるもの	○ 高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの	○ 高さが10mを超えるもの、又は建築面積が500m ² を超えるもの				
特別工作物	①新設 ②改築 ③外観の過半にわたる色彩等の変更	○	○ 高さが10m（当該指定工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあっては、合計の高さが10m）を超えるもの ※屋外広告物条例による許可又は届出を必要とするものを除く		○ 高さが10m（当該指定工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあっては、合計の高さが10m）を超えるもの ※屋外広告物条例による許可又は届出を必要とするものを除く					
特別工作物	①新設 ②改築 ③外観の過半にわたる色彩等の変更	○	○ 地上からの高さが5mを超える、又はその延長が30mを超えるもの		○ 地上からの高さが5mを超える、又はその延長が30mを超えるもの					
道路	①新設 ②改築 ③外観の過半にわたる色彩等の変更	×	○ 幅員が16m以上のもの		○ 幅員が16m以上のもの					
土地の形質の変更		○ 景観形成基準として定められている場合	×		×					
広告物等の表示又は設置		○ 屋外広告物条例による許可又は届出を必要とするもの	×		×					
適用除外		1. 大規模建築物等の増築、改築のうち、建築面積が100m ² 未満の行為 2. 工業専用地域における大規模建築物等の新築等で、用途地域界から300mを超える位置での行為かつ高さが15mを超えない行為								
※○印については届出が必要です。										

加古川市 都市計画部 都市政策局 都市計画課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000

TEL(079)427-9269 FAX(079)422-8192

E-mail tokei@city.kakogawa.hyogo.jp

URL http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/